

司会 それでは、お願いします。

宮内議長 それでは、ただいま第3回の「規制改革・民間開放推進会議」が終了いたしましたので、その模様につきまして御報告いたします。

今日は、いわゆる中間とりまとめということの作業の、中間とりまとめの中間報告みたいなことございまして、各主査から作業内容につきまして御報告をいただいたということでございます。そして、各委員の間で意見の交換をさせていただきまして、最後のとりまとめに向かっての内部調整をしているということが主な会議でございます。

また、8月3日最終的な中間とりまとめを公表するということを考えているわけでございますけれども、それに向かって最後の作業がこれから始まるわけございまして、そういうことで今日の内容につきましては、極めて抽象的な御説明しかできないということで、大変申し訳ないわけでございますけれども、その責任者である各主査に今日はお出でいただきましたので、申し上げられます範囲で御担当の部分につきまして御説明をお願いするということにしたいと思います。

それから、あとはいわゆる「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」、いわゆるあじさい月間につきまして、事務局から報告があったということございしますが、この内容につきましては、既に皆様方にお話ししているということございまして、内容につきまして、御存じのとおりということでございます。それが全体でございまして、それでは御担当の皆様から一言ずつお話しをいただきたいと思っておりますけれども、中間とりまとめで想定しておりますことは、総論部分と各論部分の2つに分かれるわけでありまして、総論部分は規制改革の意味合いということと、我々が今回取り上げようとしている問題点の個別具体的な、言うならば我々の考えている意義ということを述べるわけでありませう。

そして、その個別具体的な内容につきましては、3つのセクションにわたっておりまして、1つはいわゆる市場化テストと言われる分野。もう1つは、国等の事務・事業の民間開放、国がやっている事務・事業の民間開放の具体的な推進。そして、3つ目の分野といたしましては、これはもうずっと持ち越しの問題であります、主要官製市場、医療とか教育とかの分野についての改革の推進と、この3つが中間とりまとめの大きな具体的テーマということになっているわけでございます。このテーマにつきましては、おのおのの主査からお話がございました。

それでは、まず市場化テストの問題、これはもう少し申し上げますと、民間開放推進のための横断的手法としての市場化テストの制度設計という長い題でございましたけれども、八代さんが主査として当たられておりますので、一言。

八代主査 市場化テストについては、既に公開シンポジウム等をやりましたが、基本的にはその考え方に沿ってやっているわけでありませう。答申では、まず市場化テストの考え方をきちっと説明いたしまして、これは民でできるものは民でやるという、現在の構造改革の考え方を、より具体的にするための1つのプロセスであるということでございます。

2番目は、基本方針ということでありまして、この市場化テストをやるためにはやはり民間の提案を非常に重視するわけで、民が到底できそうもないことに重点を置いても仕方ないわけですので、あくまで民間からの提案というものをベースに考える。

また、市場化テストをするためには、そもそも民がやっちはいけないというふうに書いてあるような既存の法律というものを変えていかなければいけないわけで、そういう意味では法的整理と言いますか、当然今ある各省の法律の改正ということを盛り込まなければいけない。そういう意味で市場化テスト法というようなものをつくる必要があるということを行っているわけでありまして。

それから、3番目には実施プロセスということで、どういう事業を決定するのかということ。それから、客観的な基準というものをどうするか、民と官がそもそも対等な形で競争するということができるのかどうか、それをきちっとするためには、どういう措置を担保したらいいのかという考え方について、きちっと考えているわけでありまして。

最後は、検討スケジュールということで、これは既に3か年計画とか、骨太の方針に書いてあるものと基本的に同じでございまして、ガイドラインを策定する。それから、市場化テスト法というものを、16年から17年にかけて策定する。それから、来年度は試行的実施に向けてモデル事業を選定すると。18年度には、制度の全面的な導入を図るというような、そういうような従来からの考え方をまとめているものでございます。

宮内議長 2つ目のテーマは、いわゆる官業の民間開放ということでありまして。国等の事務・事業の民間開放の推進というテーマでございまして、これは鈴木議長代理が主査をされておりますが、今日はちょっと御都合が悪うございますので、委員でいらっしゃる黒川さんに来ていただきましたので、黒川さんからよろしくお願いいたします。

黒川委員 少しほかのところと比べると、進み方が遅いというふうにも、今日委員会でも叱られたのですが、6月3日に全府省にアンケートを出しまして、今、独占的に行われているいろいろなサービスにはどんなものがあるかということを伺いました。出てきたのは、全部で812でありまして、それについて共通にどういう理由で民間に開放することができないのかという理由を付けていただきました。それがおおむね代表的な意見が6つに分かれていて、共通に各府省が同じような考え方を持っていらっしゃるということがわかりました。

そのものの中から、幾つかの代表的な問題について、私たちは3日間、かなりの数にわたってヒアリングを実施しました。私は、その6つの考え方について、いや、それでも民間でできるのではないですかという論理構築をして御質問をするというやり方で3日間ヒアリングをしました。

その間の議論というのは、なかなか中身の濃いものになったと思うんですが、そのヒアリングが終わったのは、先週だったものですから、なかなか全体の進み具合が私たちのところは遅いということは問題かと思えますけれども、そういう形で今まで進んできています。

812 あるものについて、幅広く全体として十分民間でもできるのではないかという認識に立って、6つのロジックは一つひとつ法的にも解決できる問題だということで、これからもう少し交渉を深めていきながら、実のある民間開放を進めていきたいと考えています。

今日の委員会の中で議論が出てきたのは、その812見て民間がやりたくなるような面白いようなものはないよとか、なかなかそういうことと言うとこれを民間開放していくからと言って、本当に民間が受け入れてくれるものだろうかということと、それからこの後どういうふうに進んでいくのかということ今後のことについては、もう少し議論を深めるべきなのではないかという意見が出されました。

とりあえず、本当に先週まで激しいヒアリングと、それからたくさんの資料をとまめ上げるということに力を使っていたものですから、やってデータがそろって、これを議論する体制が整ったということにあると思っています。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、3つ目は、主要官製市場の改革の推進ということで、これは前会議から持ち越されておりますテーマでございます。草刈主査からお願いいたします。

草刈主査 今、宮内議長おっしゃったとおり、これは前からの引き継ぎというか、03年度の総合規制改革会議でいうと、17項目のアイテムを挙げて、それをアクションしようというアクション・プランをつくったと。その中で、国民生活にとって非常に重要なものであり、なおかつ非常に突破しにくいものというか、かなり難しい段階に来ているものを3分野にわたってやっていこうということで、1つが医療の分野、もう一つが、教育の分野、3番目が介護の分野、この3つについてやっていこうということです。その3つの分野の中で、6つ、7つぐらいの項目に集中して議論して成果を上げていきたいということで、今、スタートしているということでもあります。

例をあげますと、いわゆる保険診療と保険外診療の併用、これは前からのテーマなのですが、混合診療という言葉を使ってもいいと思いますが、そういうものを解禁していったら、患者本位、利用者本位の医療を求めるとか。

それから、医療の審査機関であるところの中医協の在り方というのが、非常に問題ではないかということで、これについての改革を求めていくとか。

更には、医療法人を通じた株式会社等の医療機関、経営への参入、いわゆる医療法人というものの存在と、株式会社方式による活性化を求めるということ。次に介護の分野で申しますと、例えば、サービス形態に、施設サービス/施設介護、と在宅介護と2つあるわけですが、現在ある不公平を解消するにはこの2つを一元化しなければならない。(使用的非常に割安な)特別擁護老人ホームに現在入っている人たちだけがメリットを享受し、その一方で入所希望者が長蛇の列をつくっているという在り方は、非常に不自然だからこれを変えていくということを含めたものです。

教育の分野で言いますと、いわゆる経営形態が異なる学校間の競争条件の同一化をあげ

ているわけですが、この根底には、官民格差というものに加えて株式会社による学校の経営というのが、一部、去年特区で認められたわけですが、それに対する私学助成が行われていないのは矛盾点はないかという議論があり、そういう意味での競争条件の同一化を求めるといようなこと等。

それから、一部積み残しになっているもので、去年の成果であった学校に関する公設民営方式、これを解禁するというので、もう閣議決定もして本部決定もしているのに、まだ実現されていないと、早くやってくださいといようなことです。

こういったアイテムを、6つ、7つ定めて、それで今後1年間やっていこうという発想でございます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。今お聞きのように、市場化テストというのは横断的にすべてに同じ物差しを持って、一つの新しいことをしようということで、これは新しい当会議でやろうとしている仕事でございます。

それから、2つ目の官業の民間開放というのは、これは前会議のときにごく一部手を付けて、考え方としては前会議のときにやったけれども、手を付けられたのはごく一部であって、総括的に見ていくのは初めてだということでございます。

それから、今、草刈さんからお話のありました、官製市場と言われるところの改革、これはもう前回のときに全力を挙げてやったけれども、どんと積み残してきたといようなもの、これが中間とりまとめの中の重点検討事項ということで、できるだけこれに注目し、注力し、集中して審議しようというテーマの取り上げ方で、申し上げましたように来週8月3日中間とりまとめという形で、どこまでできるかわかりませんが、全力を挙げていこうということやっていくということでございます。

私どもからは以上でございます。どうぞ御質問ございましたら。

記者 官業の民間開放についてお尋ねしたいのですけれども、中間とりまとめの段階では、例えば、八百幾つのうち、これぐらいはできそうだと、そういうような言い方になるのか、あるいは、3つある理由のうち、これぐらいはもう理由になりませんねといような書き方になるのか、どんな書きぶりを考えていらっしゃいましょうか。

黒川委員 考え方は、私たちの方もいろいろな対応の仕方があって、できるだけ、これまで官独占でやってきたものについて、民間に開放できるものは開放しましょうというロジックから、そのロジックに合う形で対抗するものの考え方というのを整理しております。

ですから、これについては、6つの考え方に対して私たちもこういう考え方を持っていますということ、その考え方をまとめたということについては、今回、大規模にアンケートを取らせていただいて、それぞれの省庁がどんな考え方をされているかということも聞かせていただいて、ヒアリングもさせていただいて、どういう考え方が共通にあるかということ認識できましたので、その考え方に対する私たちの考え方をまとめることはしています。

記者 市場化テストと裏腹の関係にあるような感じもするのですけれども、その辺はどうか。というふうに今後進めていかれるのでしょうか、どういう連携を取られていくのでしょうか。

八代委員 基本的に同じメンバーでやっておりますので、連携は密にしてやるつもりです。

ただ、それはケース・バイ・ケースでありまして、必ずしも官業ワーキンググループでやっているものでも、市場化テストの対象にならないものもあれば、今、やっていないものでも市場化テストの対象にするという両方の可能性があると思います。

記者 先ほどの官業の民間開放の中で、6つの理由が大体典型的に出てきたということですが、例えば、大体どういうものか教えていただきたいのですけれども。

黒川委員 これは、私たちの考え方としては、はっきりしていますので申し上げることはできると思いますけれども、1つは、公権力の行使は公務員が行う必要があるという考え方で、それに対して、私たちは、法律上、民間に授権すれば、民間開放は可能だというふうに考えています。このような考え方です。

例えば、もう既にそういう意味では、指定管理者による公の施設の使用許可とか、そういう考え方はできるではないかということですが、ここの考え方が全部の省庁隅々まで行き渡っているかということ、必ずしもそうではないなという認識を持ちました。

それから、憲法上、行政権は内閣に属するため、行政権の行使は公務員が行う必要があるという議論、これも幅広くありまして、これは内閣が行政権の行使たる事務・事業の実施を信頼できると考える民間にゆだねれば、そのゆだねるという考え方で対応できるではないかという考え方を持っています。

それから、裁量性がある行政権の行使については、公務員の裁量にゆだねるべきだという議論が、これも各方面でありまして、これについてはマニュアル化、ガイドラインをつくれば、それに沿って対応すればいいことではないかということで、なにも行政が独占的にやらなければならない理由にはならないというふうに考えました。

だんだんその後の方が抽象的になるのですが、公平性、中立性、継続・安定性、高度な守秘義務といった問題がありますが、それは公務員がやるんだという議論はものすごく一般化していて、国民もそう思っていますよと、ヒアリングの途中ですごく言われたんですが、これはそう思いませんかとも言われたり、確かに論理的にはそうだけれども、私たちの立場としては、民間でできるものは民間でやるという論理に立ったときは、そのことができないという説明にはならないのではないかと、そういう議論です。

5つ目の問題は、国際的な条約によって公務員がやることに決められているものがありますという考え方です。これについては、その分に関しては仕方がない部分があるとは思っていますけれども、ただし、その条約の読み方に関しては、必ずしも公務員でなければならないというふうになっているのか、私たちが先ほど申しました1から3までの論理と、委託とか、授権とか、そういうことで変えられる内容で読み変えることが

できるものもあるのではないかとということで、私たちの方で今後検討しようというふうに考えています。

それから、当該事務・事業を切り出して、民間に行わせてもそれを行う民間がないよと、つまり、そんなものは市場がないよという議論もたくさんあります。本当にやる人はいますかというヒアリングのプロセスであったりしましたけれども、これは、今、市場がないから、つまり今、独占的にやられているから民間のサイドでは期待をしていないということであって、この問題については結構難しいなという思いもしています。

というのは、やはりこういう問題について、民間で開放される可能性がありますということの中長期に議論をしていって周知徹底しないと、今回のチェックを逃れると、そのままずっと未来永劫チェックすることなく続いていってしまう可能性があるというふうに認識をしまして、その部分についても我々は相応の対応をしなければいけないと思っています。

812 の問題については、多くの項目、丁寧に類型化して、今後、私たちのところは、まだ始まったばかりという認識を持っていますので、今年1年間丁寧に私たちの意見をぶつけ合いながら各省と議論をしていって、実が取れるところは取っていくようにしたいというふうに考えております。

八代委員 ちょっと補足させていただきますと、今、黒川さんがおっしゃったことと同じですが、官と民というときに、暗黙の前提が違うんですね。例えば、官は継続性、安定性がある、民はないといったときに、官であれば事業が赤字になっても際限なく補助金を注ぎ込んで、そういうような形で継続性を担保しているというケースも非常に多いわけで、そうであれば、その補助金を民間に出したらどうなのかということです。

それから、民はつぶれるということについては、例えば昔、銀行行政についても同じことが言われたわけですがけれども、銀行では、預金保険制度をつくることによって、銀行はつぶれても預金者は守ることができるようになったわけで、同じことを例えば学校についても、学校がつぶれても学生はきちんと別の形で別の学校に移るなり、いろんな担保の仕方があるわけです。あくまでも既存の制度を主としているのではなくて、制度自体もきちんと変えることによって、官でやったのと同じ効果を民でやるということは十分可能であると、そういうような議論をしていたと記憶しております。

記者 来年度既に考えていらっしゃるモデル事業というのは、中間とりまとめの中にも盛り込まれるのでしょうか。

八代委員 この中間とりまとめの中には盛り込みません。というのは、まず考え方をきちんと示して、各省と合意した上で、次に具体的なモデル事業を考えると、そういう考え方をやっております。

記者 先ほど市場化テスト法について、16年度から17年度にかけてやっていくということですが、これは、例えばいつの国会に法案を提出するというような目標時期というのは書かれるのですか。

八代委員 これは、やはり今後の市場化テスト法の中身を詰める作業を、これから本格的にやるわけで、その中では会計法とか、いろいろな高度な技術的な問題もありますので、いつまでに具体的に目標ということは非常に難しいのですが、できるだけ前倒しして進めていきたいというふうに考えているわけで、いつの国会というのは、いつ閣議決定できるかということに依存するわけで、それが16年から17年ということを考えているわけでありませう。

記者 今日の議論とは直接関係ないかもしれないのですが、実現に向けて政治との関係では、省庁との関係とか、非常に難しい面があるかと思うのですけれども、その辺の見通しはどう見ていらっしゃるのですか。

宮内議長 実現に向けて、今日のすべてのテーマですか。

記者 はい。

宮内議長 これは、政治的に難しいとも言えるし、それから社会的にもどれだけ理解できるかということもあろうかと思ひますし、既得権益の抵抗はどれくらいかということもありまして、規制改革という作業では、言うならば、なかなか海図のないところを行かざるを得ない。

しかし、当会議の目標は、やはりできるだけ問題のあるところ、我々の考えを社会に理解していただく、そして社会の理解、いわゆるユーザーと言ひますか、使い手の理解ですね、それを深めることによって、大きなうねりとして動かしていただくと、それが政治を動かすという形になっていくことによって、変革というのが起こると思ひますね。

だから、自分でいろいろ政治を、ここまでだというふうに我々サイドで決めてしまうということをやっては動かないと思ひます。

司会 そろそろ時間ですので、最後にお願ひします。

記者 この市場化テストのことで、これまでの経緯の中で、結構御説明の項目が具体的であったような気がするのですが、これは例えば中間報告に向けてということで、何かこの報告に対する御意見みたいなものは、今日、出たのでしょうか。それとも大筋で一致したという認識は。

宮内議長 全体の認識は、委員の間で、例えば市場化テストみたいなことはやめろという意見は勿論全く出ていないと。その推進の仕方、重点の置き方、あるいは中間とりまとめ案というのができておりまして、その中の細かい修字まで意見が出ました。

ですから、どういう形で推進すればうまくいくかというのが皆さんの関心事です。

司会 それでは、会見はこの辺でよろしいでしょうか。ありがとうございました。